

令和3年度高知県 UI ターン促進・就職支援事業委託業務仕様書

1. 業務名

令和3年度高知県 UI ターン促進・就職支援事業委託業務

2. 業務の目的

高知への UI ターン就職を検討している都市部人材（以下、「求職者等」という。）を対象として、就職・転職活動を支援する以下の業務を実施することで、都市部から高知県への人材の還流を図る。

- (1) 合同企業就職相談会の実施
- (2) オンライン合同企業就職相談会の実施
- (3) 一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが実施する UI ターン促進事業と連携した就職相談に係る広報等の実施
- (4) 本事業に参加した求職者等の高知県企業への訪問支援

3. 業務内容

業務の目的を達成するために、甲（委託者）は乙（受託者）に次の業務を委託する。

なお、本業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めることとし、各省庁や高知県の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る通知・ガイドライン・マニュアル等に準拠し、最大限の対策を講じること。

(1) 都市部での「合同企業就職相談会」の実施

求職者等と高知県企業が対面で面談する合同企業就職相談会を東京・大阪で各1回開催する。各会場150名以上の求職者等の集客を目標とし、目標達成に向けた情報発信を行うこと。

①名称

「高知就職・転職フェア2021」（仮）

②開催日時

本相談会は下記の日程及び場所（予定）で開催できるように乙が調整すること。

■10/30(土)東京会場：AP新橋2階（東京都港区新橋1丁目）

■10/31(日)大阪会場：大阪新阪急ホテル2階「紫」（大阪市北区芝田一丁目）

・他団体のイベントと合同開催となる場合は、乙は会場レイアウト・設営・撤去・会場支払などイベントの全体調整を行うこと。会場代及び設営代については、各イベントでの出展ブース数等により按分する。

③出展企業の募集方法

・本相談会に出展する高知県企業は、甲において募集及び選定作業を実施する。

※目標：各会場50社程度

④運営に関すること

- ・乙は、甲と協議のうえ運営マニュアルを作成し、本相談会の約1カ月前に甲が開催する出展企業向けの説明会において、乙は運営マニュアル等の説明を行う。
- ・乙は、相談会の準備（会場の手配、設営、会場費用の支払いを含む）、相談会中の対応並びに撤収等を行う。
- ・乙は、当日の会場設営や運営に十分足りうるスタッフを配置し、参加した求職者等が出展企業ブースをスムーズに訪問できるよう、総合案内ブースの設置やアナウンスを行うこと。
- ・当日の受付で求職者等に配布する参加票は、複写式（3枚程度）とする。また、参加票をコピーできるよう受付に複写機を2台設置すること。
- ・甲の指示に基づき、乙は求職者等及び出展企業に対してアンケートを実施すること。なお、参加票及びアンケートの集計・分析業務は正確かつ速やかに実施するものとし、必要に応じて人員を配置のうえ、相談会終了後10日以内に集計結果を提出するものとする。
- ・乙は、写真撮影等、相談会の模様を記録すること。

(2) オンライン合同企業就職相談会の実施

高知県企業又はキャリアコンサルタントと求職者等がオンラインで面談する合同企業就職相談会を実施する。各開催期間（夏期・冬期）で、それぞれ50名以上からの面談申込みを目標とし、目標達成に向けた情報発信を行う。

なお、本相談会は、出展企業の情報発信（企業情報及び求人情報）、出展企業又はキャリアコンサルタントと求職者等の個別面談（以下、「WEB面談」という。）の申込みを特設WEBサイトにおいて実施するものとする。

①名称

「オンライン高知就職・転職フェア2021（夏・冬）」（仮称）

②開催時期

夏期（6月下旬～9月末）※実施期間は要調整

冬期（11月下旬～2月末）※実施期間は要調整

③出展企業の募集方法

- ・本相談会に出展する高知県企業は、甲において募集及び選定作業を実施する。
※各40社程度

④運営に関すること

- ・乙は、甲と協議のうえ、本相談会の出展企業向けの運営マニュアル（WEB面談ツールの使用方法、WEB面談までの流れ等）を作成すること。また、乙は出展企業

から求めがあった場合、必要に応じてサポートを行うこと。

- ・本相談会は、出展企業の情報発信及び求職者等と出展企業等の WEB 面談を特設 WEB サイトで行うものとする。なお、特設 WEB サイトの掲載情報、WEB サイトのレイアウト、WEB 面談方法及び使用するツールは、甲と協議のうえ決定すること。
- ・WEB 面談は完全予約制とし、特設 WEB サイト上に予約受付フォームを設置すること。なお、予約受付フォームの入力項目は甲と協議のうえ決定すること。
- ・求職者等からの予約受付は乙が行うこととし、受付から出展企業との日時調整、求職者等への URL の通知方法等については、甲と協議のうえ決定すること。
- ・乙は、WEB 面談の実施日に、求職者等及び出展企業をサポート出来る体制（土・日・祝日を含む）をとること。
- ・甲の指示に基づき、乙は求職者等及び出展企業に対して開催期間終了後速やかにアンケートを実施すること。また、参加状況及びアンケートの集計・分析業務は正確に実施し、開催期間終了後 20 日以内に集計結果を提出するものとする。

(3) 甲が実施する UI ターン促進事業と連携した就職相談の実施に係る広報及び経費の支払いについて

甲は、別事業において行う移住相談会（東京、大阪）において、移住相談者向けに就職相談（県内企業の情報提供）を行うこととしているため、乙は、特設 WEB サイトでの就職相談に関する広報及び就職相談の実施に係る経費の支出を行うこと。

①開催時期

6 月～11 月（予定）の期間中に 12 回実施予定（開催場所は未定）

②広報に関すること

- ・特設 WEB サイトにおいて、開催日時等の案内を行うこと。

③運営に関すること

- ・当該事業に係る会場借り上げは、移住相談会側が行う。会場使用料等については、移住相談会側と協議のうえ、出展団体数按分等により必要経費を支払うこと。

(4) 特設 WEB サイトの開設

(1)～(3)の事業のため、特設 WEB サイト（PC・スマホ対応）を 6 月頃までに構築すること。

①開設期間

6 月～3 月（予定）

②実施内容

- ・同サイトでは、イベントの開催内容や出展企業の情報・求人情報等を紹介するものとする。また、閲覧者が出展企業の情報を見やすいように絞り込み検索機能（会場別、業種、職種、勤務地等）を導入するなど工夫すること。なお、求人情報については、「高知求人ネット」で公開中の求人情報へリンクを張ること。

- ・同サイトに使用するイベントの写真や出展企業の情報は甲から提供するものとし、それ以外の文字情報や画像（フリー素材や乙が保有する素材データ含む）は乙が用意するものとする。
- ・同サイトは、甲が運用するポータルサイト（「高知求人ネット」を想定）のドメイン内に設置すること。
- ・同サイトの構築はHTMLコーディングにより行うこととし、UI ターンポータルサイトの保守業者との調整を行うこと。また、同サイトの開設、運用保守及びWEBデザイン等の費用が発生した場合は、本業務が負担する。

（5）情報発信の実施

本事業の実施にあたり、各業務で定める求職者等の集客目標の達成に向けて、以下のとおり情報発信（広報）を行うこと。

①チラシの作成

- ・甲の指示に基づき、乙は各事業の募集用のチラシを作成するとともに、納品後速やかにチラシデータの ai データ及び（ホームページ掲載用に加工・編集した）PDF・JPEG データで甲に提出すること。また、チラシデータをデジタルサイネージ広告用に加工・編集した JPEG データ【画像サイズ：横 1280px／縦 720px、300MB 程度】をあわせて提出すること。著作権については、甲に帰属するものとする。
- ・作成する予定のチラシは以下の 2 種類とする。

2 種類（県内向けチラシ／県外向けチラシ）

※チラシの主なターゲット

県内向け：U ターン希望者を抱える家族に訴求するもの

県外向け：都市部の U・I ターン希望者（中途・転職希望者、大学生等）に直接訴求するもの

- ・作成枚数は以下のとおりとする。

「（1）合同企業就職相談会」

県内向け／約 3,000 枚、県外向け／約 4,000 枚＝約 7,000 枚

「（2）オンライン合同企業就職相談会」

県内向け／約 3,000 枚、県外向け／約 4,000 枚＝約 7,000 枚×2 回（夏期及び冬期）＝約 14,000 枚

②広報計画の作成及び情報発信の実施

- ・（1）及び（2）の集客目標【（1）各会場 150 名以上】【（2）各期間 50 名以上】の達成に向けて、乙は甲と協議のうえ広報計画を作成し、情報発信を行うこと。
- ・作成する広報計画は、「県内向け」と「県外向け」それぞれについて、広報期間、媒体及びターゲットを明示することとし、乙は甲に対して企画・提案を行い、甲と協議のうえ決定する。
- ・広報計画に基づく情報発信の実施にあたっては、乙は、それぞれの効果検証、分

析を行い、十分な成果が得られないと判断される場合には、速やかに甲と協議を行うこと。

- ・情報発信において必要となる広報素材（バナー、動画等）については乙が調達するものとする。
- ・県広報番組（Uターンをテーマにした特集番組を10月放映予定）及び広報誌等の制作に必要な広報素材の提供などのサポート（想定内容：Uターン就職を達成した方、Uターン者の受入に積極的な企業の紹介など）
- ・その他、集客目標の達成に向けて、乙のネットワークやノウハウ等を活用した効果的な情報発信を実施すること。

（6）高知県企業への訪問支援の実施

（1）及び（2）又は甲が指定した事業に参加した求職者等が、高知での仕事の理解を深め、また選考等に臨むために高知県企業を訪問する際の支援を実施する。ただし、甲の判断により実施を中止することがある。

①参加者目標

延べ80人程度の求職者等の利用を目標とする。

②実施方法

- ・乙は、甲からの指示に基づき、求職者等が高知県企業を訪問する際の高知県までの往復交通費の半額を本事業の委託料の中から支出する。求職者等の自己負担は、宿泊費等のその他の経費とする。
- ・他の支援団体等が実施する交通費支給制度等（高知県商工政策課が実施する大学生等就職支援事業費補助金等）との併給は認められないため、求職者等からの申請があった場合は確認を行うこと。
- ・申請の手順は別紙参照。乙は甲から連絡を受けた内容で、14日以内に当該求職者等への支払処理を完了すること。

（7）就職決定（内定含む）状況調査について

乙は、甲の指示に基づき、令和4年2月下旬までに、本事業の全参加者を対象に、高知県企業への就職（内定含む）状況を把握するためのアンケート調査を実施する。

アンケートはWEBでの実施を原則とし、回答率が目標（50%以上）を下回る場合は、郵送や電話での調査を追加で実施し、目標の達成を目指すものとする。なお、アンケートの集計作業は正確かつ速やかに実施するものとし、必要に応じて人員を配置のうえ、アンケート終了後10日以内に集計結果を提出するものとする。

4 事業実施体制等

（1）事業実施に十分な体制を整える。

（2）事業の執行にあたっては、甲と十分な協議を行い実施する。

5 その他遵守する事項

- (1) この事業の経理は、乙の本体業務とは別経理とし、事業実施に係る書類等も別保管とすること。
- (2) 事業の経費の支出にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領（以下、実施要領という。）等に留意して行うこと。
- (3) 経費の内訳に記載している経費区分ごとに契約金額の範囲内で実費精算とする。ただし、経費区分間の流用をすることができることとし、この場合、事前に甲に協議を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大や天候悪化等による事業実施に係る影響があった場合は、甲と協議のうえ、必要な対策等を講ずること。

6 業務完了報告書

乙は、この業務が完了したときは、完了した日から5日以内に業務完了報告書を、甲に提出しなければならない。委託契約書第19条に規定する業務完了報告書に添付する成果物は、次に掲げるものとする。なお、状況に応じて、甲から業務の進捗について報告を求められる場合があるので、その場合は速やかに必要書類を作成し、甲に提出しなければならない。

- ア) 参加者名簿（様式1）
- イ) 就職決定者名簿（様式2）
- ウ) 事業収支報告書（様式3）
- エ) 総勘定元帳、現金出納簿等の関係帳簿類及び領収書等の支出を証する書類（写し）
※当該委託事業に係る部分のみ（事業項目ごとに把握できるもの）
- オ) 本事業に従事した者の労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿（写し）
※当該委託事業に係る部分のみ
- カ) 事業に従事した者の業務実施報告書（業務日誌（様式4）など）
- キ) 各事業の実施報告書（実施内容、日時、場所、参加者、写真 オンライン合同企業就職相談会については1日分を資料として作成すること）
- ク) 求職者等及び県内求人企業に対して実施したアンケート結果
- ケ) 募集チラシ等の印刷物
- コ) その他甲の指示するものなど

7 文書の保存等

乙は、事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、実績報告書、各種会計書類など事業の実施に係る文書を保存すること。ただし、個人情報記録された資料等は、契約書第8条の2の規定による。

8 検査等に関する協力

この事業は、委託契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立ち入り検査が実施されることも想定されるので、検査の対象となった場合には協力すること。